確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額） **第四十三条**　（略） ２　基礎率は、次のとおり定められるものとする。 一　（略） 二　予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率（以下「基準死亡率」という。）とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。 イ　（略） ロ　男子であって、加入者であった者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）　〇・六八以上　一・〇以下 ハ　女子であって、加入者であった者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）　〇・六五以上　一・〇以下 ニ　（略） 三・四　（略） ３　（略） （最低積立基準額） **第五十五条**　法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあっては〇・八四を、加入者等が女子である場合にあっては〇・八二五を、それぞれ乗じて得た率とする。 ２・３　（略） （積立上限額の算定方法） **第六十二条**　当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。 一　次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額 イ　（略） ロ　予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。 (1)　（略）	（掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額） **第四十三条**　（略） ２　基礎率は、次のとおり定められるものとする。 一　（略） 二　予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率（以下「基準死亡率」という。）とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。 イ　（略） ロ　男子であって、加入者であった者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）　〇・七二以上　一・〇以下 ハ　女子であって、加入者であった者又はその遺族（ニに掲げる者を除く。）　〇・七二以上　一・〇以下 ニ　（略） 三・四　（略） ３　（略） （最低積立基準額） **第五十五条**　法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあっては〇・八六を、加入者等が女子である場合にあっては〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。 ２・３　（略） （積立上限額の算定方法） **第六十二条**　当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。 一　次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額 イ　（略） ロ　予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。 (1)　（略）